

「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運営業務 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運営業務（以下、「業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の受託予定者に選定された者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 兵庫県神戸県民センター（以下、「県」という。）は、プロポーザルを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) プロポーザル実施の趣旨に関すること。
- (2) 応募者の資格に関すること。
- (3) 応募手続（募集要項の配布、応募書類の受付日等）に関すること。
- (4) 応募書類（提出書類の種類、著作権の帰属、提出後の取扱等）に関すること。
- (5) 応募に要する費用に関すること。
- (6) 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (7) 当選者の決定方法及び発表に関すること。
- (8) その他プロポーザルの実施に必要と認める事項

(募集の周知)

第4条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、前条各号に掲げる事項の記者発表を行うことや県ホームページに掲載する等、広く一般に周知するものとする。

(募集期間)

第5条 県は、募集期間として、プロポーザルの募集開始の日から起算して14日以上の募集期間を設けるものとする。

(質疑)

第6条 県は、第3条第6号の質疑の内容がプロポーザルに応募を行おうとする者全員に周知すべきものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募書類)

第7条 応募者は、県が指定する応募書類を、別に定める期限までに提出しなければならない。

- 2 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。
- 3 応募書類は非公開とする。ただし、県は、応募書類の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。
- 4 県は、提出された応募書類は返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は、応募者の中から当選者を決定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の設置については、別に要項で定める。

(審査方法)

第9条 審査は、別に定める審査方法による。

(当選者の決定)

第10条 審査委員会の審査に基づき、当選者を決定する。

(結果の通知)

第11条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第12条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県神戸県民センター県民躍動室総務防災課（企画防災担当）が所掌する。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年7月14日から施行する。